

市民広場におけるキッチンカー等の出店事業について

1 事業名

移動式販売車（キッチンカー等）による市庁舎敷地有効活用事業

2 目的

市民広場の活性化及びにぎわいの創出を図るため、飲食サービスを提供する移動式販売車（キッチンカー等）の出店事業（以下「本事業」という）を行います。

3 概要

（1）場所

河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所本庁舎敷地内 市民広場（愛称 モックル・フルル広場）

（2）期間

令和5年11月7日から令和6年3月31日まで

（3）実施形態

ア 管轄する保健所において出店に必要な手続きを行ったキッチンカー等

イ 販売品目は、酒類を除く飲食物

（4）出店日時等

出店可能日は、事業実施期間内の開庁日とし、出店可能時間は、午前10時から午後4時30分までとする。

（5）場所・規模

市民広場内の当市が指定する場所及び規模により、当市の承認した日時に出店事業者の責任においてキッチンカー等を設置する。

4 出店事業者に対する条件

（1）キッチンカー等による出店の趣旨を理解し、目的に沿ったサービスの提供ができる者であること。

（2）河内長野市内に営業の拠点を置くなど当市とつながりのある者であること。

（3）河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱（平成26年河内長野市要綱第47号）第3条に規定する入札等排除措置要件に該当し、入札等排除措置を受けていない者及び入札参加資格を有しない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

（4）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

（5）キッチンカー等について、営業の実施に必要な食品衛生法に基づく営業許可の取得等を行っている者であり、管轄する保健所等の関係機関の指導に従う者であること。

と。

5 出店形態

移動式販売車（キッチンカー等）により、飲食物（酒類を除く）を販売すること。

6 契約

事業者と本市は、本事業の実施について事前協議を行い、協議が整った場合は、本事業実施に関する契約を締結する。契約を締結するにあたり出店事業者は、以下の書類を本市へ提出する。

7 提出を求める書類

(1) 出店について

事業者は、出店計画書を出店日の14日前までに、本市へ提出し、承認を得たうえで出店することとする。

また、以下の書類を事前に本市へ提出するものとする。

ア 管轄保健所の営業許可書等の写し

イ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格要件を満たす者であることを証する書類の写し

ウ 賠償責任保険（PL保険等）の加入が証明できる書類の写し

エ 車検証の写し、又はリース契約書の写し

ただし、上記のうち、既に提出した書類で、内容に変更が無く、かつ申し込んだ出店日において有効なものについては提出を省略することができることとする。

(2) 実績報告について

出店した翌月10日までに出店の実績を本市へ報告することとする。

8 出店料および費用負担について

(1) 出店料について

出店した時間数を問わず、1日あたりの出店料は、キッチンカー等1台につき3,000円とし、出店した月の翌月末日までに納入通知書により支払うものとする。

(2) 電気代・水道料・利用者のゴミ処理費について

出店時の電気代、水道料金及びキッチンカー等の利用により生じたゴミの処分費は本市の負担とする。

9 広報等について

出店日時等の情報について、本市は、市SNSでの発信や庁内放送及び案内板等の庁舎敷地内設置等の広報を行うこととする。

10 事業者の順守事項

(1) 本契約に基づく権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、転貸し、又はその権利を担保に供することはできない。

(2) 保健衛生を重んじ、食品衛生関係法等を遵守し、定められた検査届出義務等を履行すること。

- (3) 出店日にその他の出店事業者がある場合は、円滑に本事業が実施されるよう事業者相互に協力するとともに、出店場所等について当市の指示に従うこと。
- (4) 監督官庁から営業停止、許可等の取消等の処分を受けた場合は、当市に直ちに報告すること。
- (5) 職員の執務を阻害し、又は他の者に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

1.1 現状復旧

- (1) 事業者は、出店日毎に、出店終了後は速やかに店舗等を撤去するとともに、設置場所及び周辺の清掃を行うこと。また出店によって発生した出店事業者の廃棄物は、自らの責任において適切に回収・処分すること。
- (2) 出店事業者が起因する事由により、本市の所有する施設等を汚損もしくは破損した場合、出店事業者の責任と費用負担で、清掃又は修繕等の必要な措置を講じて原状回復するものとする。

1.2 安全対策及び事故への対応

- (1) 本事業の実施中に事故等が発生した場合、出店事業者は、当該事故等発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故等拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を本市に報告し、本市の指示に従うものとする。
- (2) 事故等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、出店事業者に対し、本業務の一部又は全部の停止を命じることができる。

1.3 損害賠償

出店事業者がその責めに帰する理由により、本市の所有する施設等の全部又は一部に損害を与えた場合は、その損害額に相当する金額を本市に支払わなければならない。

1.4 第三者に損害を及ぼした場合の措置

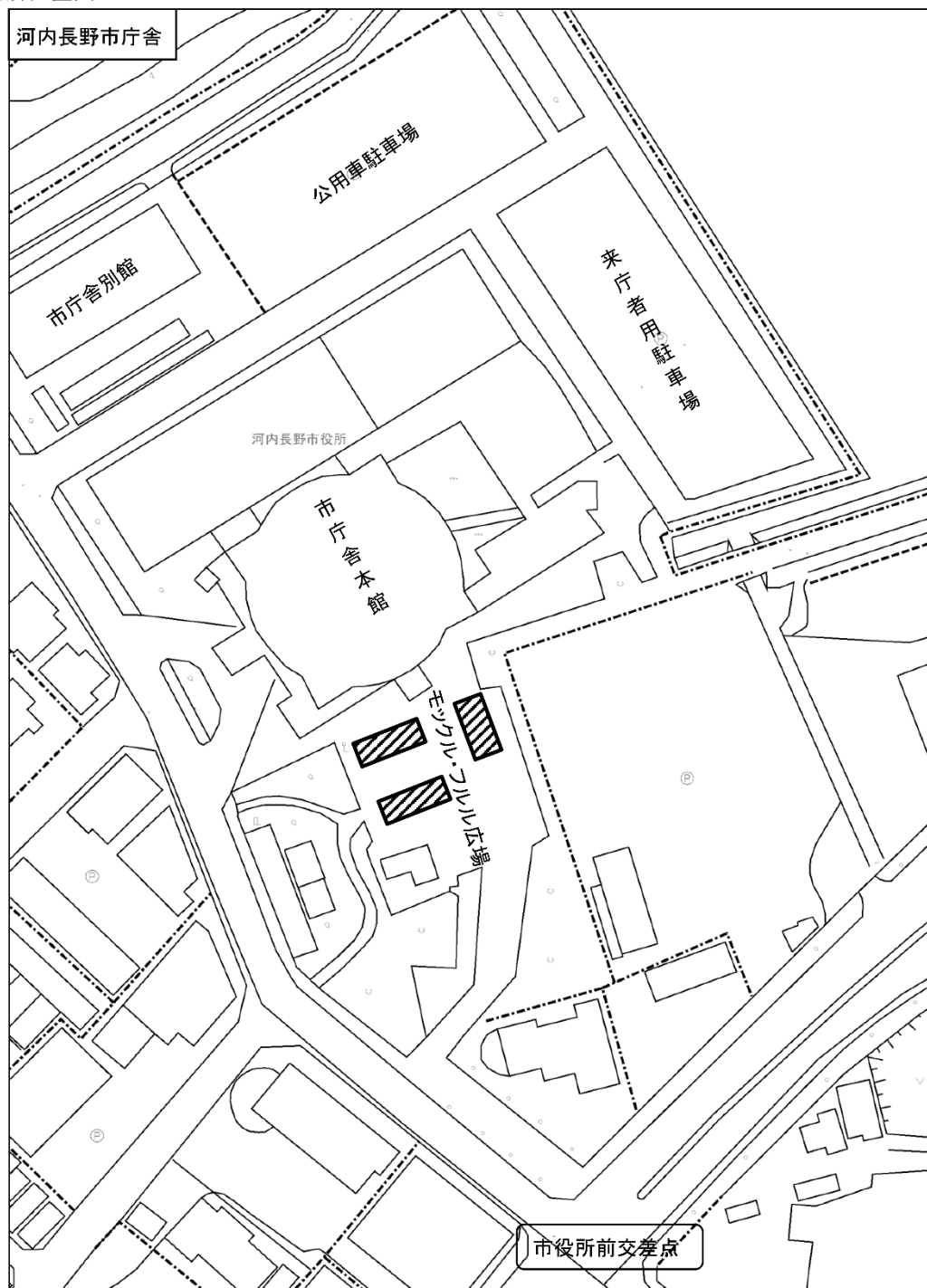
出店事業者は、本事業により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、出店事業者の責任において損害の発生を防止し、また、第三者に損害を及ぼした場合は、出店事業者の負担において賠償しなければならない。

1.5 暴力団等の排除措置

出店事業者は、本業務の実施に当たり、暴力団等から妨害その他不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を本市に報告するとともに警察に届出し、捜査に協力しなければならない。



出店位置図



出店位置 